

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 江間治人)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	3月政務活動費郵送		
年 月 日	令和5年 4月 3日	金 額	140円

目的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

領収書

江間 治人 様

[証紙切手引受]
 第一種定形外(規格内) 78.5g
 @140 1通 ¥140

 小 計 ¥140

 郵便物引受合計通数 1通
 課税計(10%) ¥140
 (内消費税等 ¥12)
 非課税計 ¥0

 合計 ¥140
 お預り金額 ¥1,040
 おつり ¥900

〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2023年 4月 3日 11:46
 発行No. 230403A0490 端N70箱03
 連絡先：磐田郵便局
 TEL:0570-943-722

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動費にかか るものである	140円	100%	140円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間治人)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 令和5年 4月分		
年月日	令和5年 4月 24日	金額	677円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	令和5年4月 購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し政策や質問の参考にする

《領収書貼付枠》 新聞代×日割 1,934×21/30=1,354 選挙期間を除く

<p>払込受領証(お客様控)</p> <p>受取人 聖教新聞販売店</p> <p>払込様 江間はるひと事務所</p> <p>金額 ¥1,934</p> <p>受領印</p> <p>収入印紙貼付額</p> <p>25,412円24</p> <p>321031</p> <p>収納代行 株式会社ジャックス</p>	<p>ご請求書</p> <p>このたびは聖教新聞をご購読いただき誠にありがとうございます。</p> <p>お支払いは、この払込取扱票により、記載のお支払期限までにお支払ください。</p> <p>お問い合わせは、右の宛名面に記載の「お問い合わせ先(送出人)」までお願いいたします。</p> <p>《ご請求明細》 ※は軽減税率対象品目です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>定価(税込)</th> <th>部数</th> <th>金額(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>聖教新聞※</td> <td>¥1,934</td> <td>1部</td> <td>¥1,934</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計金額(税込)</td> <td>¥1,934</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(10%対象)</td> <td>¥0</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(8%対象)</td> <td>¥1,934</td> </tr> </tbody> </table>	品目	定価(税込)	部数	金額(税込)	聖教新聞※	¥1,934	1部	¥1,934	合計金額(税込)			¥1,934	(10%対象)			¥0	(8%対象)			¥1,934	<p>下記の通りご請求申し上げます。</p> <table border="1"> <tr> <td>ご購読年月</td> <td>2023年04月</td> </tr> <tr> <td>ご請求金額</td> <td>¥1,934</td> </tr> <tr> <td>お支払期限</td> <td>2023年05月10日</td> </tr> <tr> <td>請求番号</td> <td>[REDACTED]</td> </tr> </table> <p>お支払いの際は、右の宛名部分を切り離してお出しください。</p>	ご購読年月	2023年04月	ご請求金額	¥1,934	お支払期限	2023年05月10日	請求番号	[REDACTED]
品目	定価(税込)	部数	金額(税込)																											
聖教新聞※	¥1,934	1部	¥1,934																											
合計金額(税込)			¥1,934																											
(10%対象)			¥0																											
(8%対象)			¥1,934																											
ご購読年月	2023年04月																													
ご請求金額	¥1,934																													
お支払期限	2023年05月10日																													
請求番号	[REDACTED]																													

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 按分する (1/2)	1,354円	1/2	677円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・江間治人)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 令和5年4月分		
年月日	令和5年4月27日	金額	1,155円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	令和5年4月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し政策や質問の参考にする

《領収書貼付枠》

新聞代×日割 選挙期間を除く
3,300×21/30=2,310

領収証
江間 治人 様

2023年4月分
(55) 15.00集金
お問合せ
(8% 3,300円)
(10% 0円)

銘柄 (*は軽減税率対象)	部数	金額	備考
*静岡新聞	1	3,300	

合計金額
3,300円

上記金額正に領収いたしました。
※消費税等込み

ご愛読ありがとうございます。
お客様にまごころとともに新聞を
お届けいたします。
今後ともお引き立てお願いいたします。

読売・日本経済・静岡新聞
(有)博報堂新聞店
☎0120-320156
☎32-0155 ☎37-0236



お客様の個人情報は、配達・集金業務などに利用させていただいております。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 按分する (1/2)	2,310円	1/2	1,155円

会派様式第5号

雇用実績表

4月分		氏名		
日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	土			
2	日			
3	月			
4	火			
5	水			
6	木			
7	金			
8	土			
9	日			
10	月	4時間 00分	2時間 00分	来客対応・資料作成
11	火	5時間 45分	4時間 00分	来客対応・スケジュール管理・資料作成
12	水			
13	木	5時間 00分	4時間 00分	来客対応・スケジュール管理・資料作成
14	金	5時間 00分	4時間 00分	来客対応・スケジュール管理・資料作成
15	土			
16	日			
17	月			
18	火	5時間 00分	3時間 30分	来客対応・スケジュール管理・資料作成
19	水			
20	木	5時間 00分	3時間 30分	来客対応・スケジュール管理・資料作成
21	金	5時間 30分	4時間 00分	来客対応・スケジュール管理・資料作成
22	土			
23	日			
24	月			
25	火	5時間 15分	3時間 30分	来客対応・スケジュール管理・資料作成
26	水			
27	木	5時間 00分	3時間 30分	来客対応・スケジュール管理・資料作成
28	金	5時間 00分	3時間 30分	来客対応・スケジュール管理・資料作成
29	土			
30	日			
計		(A) 50時間 30分	(B) 35時間 30分	
上記のとおり雇用したことを証明する。		令和 5 年 4 月 29 日 会派・議員名 自民改革会議 江間 治人		
[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。				
①(B) [35 時間 30 分] × 単価 [950 円] = 33,725 円				
交通費 1,404 円 × 35.5 / 50.5 [(B)/(A)] = 987 円				
②総支給額 [49,379 円] × (B) / (A) = 34,712 円				

様

令和5年 4月分給与（5月10日支払い）

給与明細

	月日	曜日	出勤時刻	退勤時刻	休憩	勤務時間
1	4月10日	月	10:00	16:00		6時間00分
2	4月12日	水	10:00	15:30		5時間30分
3	4月15日	土	10:00	15:30		5時間30分
4	4月17日	月	10:00	15:00		5時間00分
5	4月19日	水	10:00	15:00		5時間00分
6	4月22日	土	10:00	15:00		5時間00分
7	4月24日	月	10:00	15:00		5時間00分
8	4月26日	水	10:00	15:00		5時間00分
					合計	42時間00分

給与	総勤務時間	時給	小計
	42時間00分	950円	39,900円
交通費	超勤時間	分	
	勤務日数	距離	
	8日	6.7km	643円

※12円/kmで計算

支給合計 40,543円

後援会資料配達交通費	距離	計
	55.6km	667円

総支給合計 41,210円

磐田市中泉3丁目5番地17
静岡県議会議員 江間治人

会派様式第5号

雇用実績表

4 月分		氏 名		
日	曜日	雇 用 時間数	うち政務活動 業務時間数	政 務 活 動 業 務 内 容
1	土			
2	日			
3	月			
4	火			
5	水			
6	木			
7	金			
8	土			
9	日			
10	月	6 時間 00 分	4 時間 30 分	来客対応、スケジュール、書類整理
11	火			
12	水	5 時間 30 分	4 時間 00 分	来客対応、スケジュール、書類整理
13	木			
14	金			
15	土	5 時間 30 分	4 時間 30 分	書類整理、HP更新、来客対応、スケジュール
16	日			
17	月	5 時間 00 分	4 時間 00 分	政務活動費書類作成、来客対応、スケジュール、書類整理
18	火			
19	水	5 時間 00 分	4 時間 00 分	来客対応、スケジュール、書類整理
20	木			
21	金			
22	土	5 時間 00 分	4 時間 00 分	政務活動費書類作成、来客対応、スケジュール、書類整理
23	日			
24	月	5 時間 00 分	4 時間 00 分	来客対応、スケジュール、書類整理
25	火			
26	水	5 時間 00 分	4 時間 00 分	政務活動費書類作成、来客対応、スケジュール、書類整理
27	木			
28	金			
29	土			
30	日			
計		(A) 42 時間 00 分	(B) 33 時間 00 分	
上記のとおり雇用したことを証明する。		令和 5 年 4 月 29 日 会派・議員名 自民改革会議 江間 治人		
〔政務活動費充当計算〕・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。				
①(B)〔 33 時間 00 分 〕 × 単価〔 950 円 〕 = 31,350 円				
交通費 643 円 × 33 / 42 [(B)/(A)] = 505 円				
②総支給額〔 40,543 円 〕 × (B) / (A) = 31,855 円				

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 江間治人)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料 令和5年 4月分		
年月日	令和 4年 3月 29日	金額	70,154 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 事務所賃借料×日割り 選挙期間を除く $100,220 \times 21/30 = 70,154$	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	70,154 円	100%	70,154 円

振込・振替取引の照会

お取引を取り消す場合は「取消確認」ボタンを押してください。

処理状況

処理済み

受付番号 0329001 受付日時 2023年03月29日 14時30分 取引方法 ブラウザ

取引内容

引落口座



金融機関名

支店名

科目

口座番号

振込・振替先口座

受取人名

金額 100,000円

引落合計金額 100,220円 (税込手数料220円)

指定日 03月29日

振込依頼人名 IM 川比ト

取消確認

戻る

整理番号	3-10-4-7
------	----------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 江間治人)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所 駐車場 令和5年 4月分		
年月日	令和 4年 3月 29日	金額	10,616 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 事務所駐車場×日割り 選挙期間を除く $15,165 \times 21/30 = 10,616$	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	10,616 円	100%	10,616 円

振込・振替取引の照会

お取引を取り消す場合は「取消確認」ボタンを押してください。

処理状況

処理済み

受付番号 0329002 受付日時 2023年03月29日 14時32分 取引方法 ブラウザ

取引内容

引落口座

振込・振替先口座

金融機関名

支店名

科目

口座番号

受取人名

金額 15,000円

引落合計金額 15,165円 (税込手数料165円)

指定日 03月29日

振込依頼人名 伊 凡 比 卜

取消確認

戻る

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議 ・ 江間治人)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース代 4月		
年月日	令和5年 5月 27日	金額	5,152 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>※口座引落 39,100 円のうち、充当できないものを除いた月額リース料は 29,438 円 自動車リース料×日割り 選挙期間を除く $29,438 \times 21/30 = 20,607$</p>	
<p>7 05-05-26 </p> <p>8 05-05-29 </p> <p>9 05-05-29 </p> <p>10 05-05-29 </p> <p>11 05-05-29 </p> <p>12 05-05-29 </p> <hr/> <p>13 05-05-29 BF : *39,100 トヨタレンタリース</p> <p>14 05-05-29 </p> <p>15 05-05-29 </p> <p>16 05-05-29 </p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動費、後援会活動 費、私用を含むため按分	20,607 円	1/4	5,152 円

自動車再リース御見積書

2022年 8月 1日
見積No. @N4067-00CQ-5

江間 治人

御中 日本カーソリューションズ(株) 代理店
東海自動車整備 株式会社
静岡県磐田市富丘207

お引合いをいただきました件、下記の通りお見積り
致します。よろしくお願ひ申し上げます。

担当営業部・電話

0538-32-7205

--	--	--

※※※再リース申込条件※※※ 契約番号

車 種	トヨタ アクア S 2WD		ミッション CVT 定員 5 人乗 用別 家用 塗色 グラファイト・パー 内装色		
	型式 DAA-NHP10 排気量 1,490 cc-ハイブリッド (ガソリン+電気) 形状 5ドアハッチバック				
付属品	前契約で既に装着されている 付属品は印字してありません				
登録番号 車台番号			リース料 月額リース料	29,438	
リース方式	メンテナンス	台数	1台	1回あたりの税込額(円) 税抜額(円) 消費税率 10% 12	
リース期間	1年	(12ヵ月)			
リース開始日	2022年 8月 30日				
使用本拠	江間 治人				
支払方法	口座振替 初回お支払予定9月(1回分)		リース料総額(税込)	353,256円	
上記リース料に含まれるもの					
諸費用	<input checked="" type="checkbox"/> 登録手数料		メン テ ナ ン ス サ ー ビ ス の 範 囲	<input checked="" type="checkbox"/> 継続車検整備	
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車税環境性能割	全期間		<input checked="" type="checkbox"/> 法定点検整備	<input checked="" type="checkbox"/> 故障修理
<input type="checkbox"/> 自動車税	全期間	<input checked="" type="checkbox"/> スケジュール点検 (ヵ月毎)		<input checked="" type="checkbox"/> タイヤ	
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税		<input checked="" type="checkbox"/> タイヤ			
<input type="checkbox"/> 自賠責保険料	全期間	<input checked="" type="checkbox"/> 冬用ホイール			
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車保険料		<input checked="" type="checkbox"/> タイヤ季節履替			
<input checked="" type="checkbox"/> 動産保険料		<input checked="" type="checkbox"/> バッテリー交換			
<input checked="" type="checkbox"/> J A F 費用		<input type="checkbox"/> エンジンオイル交換・補充		<input checked="" type="checkbox"/> エアコン修理	
自 動 車 保 険	種類(*****) 危険割増(***%) 71-11771-1			<input checked="" type="checkbox"/> 油脂類の交換・補充	<input checked="" type="checkbox"/> 一般消耗品交換
	対人 ***** 万円 料率クラス *			<input checked="" type="checkbox"/> 代車	<input checked="" type="checkbox"/> パンク修理
	対物 ***** 万円 (免責 **万円) 料率クラス *		<input checked="" type="checkbox"/> 寒冷地メンテ		
	搭傷 1名 ***** 万円 1事故 ***** 万円 料率クラス *		<input checked="" type="checkbox"/> 装置部メンテナンス		
	人傷 ***** 万円				
	車両種類(*****)		<input type="checkbox"/> オイルリフト1万km毎		
	免責 **~** 万円 料率クラス* 車両保険額 ***万円		<input type="checkbox"/> タイヤ交換5千km毎		
	付属機械装置名 ***** 付属保険額 ***万円				
			※月間契約走行距離	2,000km	
特記事項	規定損害金はリース料総額から支払済みリース料を除いた額とします。				
	1)上記リース料の消費税等は、見積日時点でのリース開始日を基準に計算したものです。また、契約期間中の税率改定に伴う差額はお客様のご負担となります。		初度登録 2017年8月30日 (当契約開始日現在60ヶ月経過) 走行距離 79,300km (2020年8月20日時点)		

見積有効期限 2022年 8月 31日

自動車リース契約書

賃貸人使用欄(検印)

契約番号

2017年 8月 15日

江間 治人 様
賃借人(甲)

住所 磐田市鎌田2277-10

氏名 江間 治人 賃人(乙)

連帯保証人

住所

氏名

連帯保証人

住所

氏名

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

日本カーソリューションズ株式会社

代表取締役社長

野上 誠

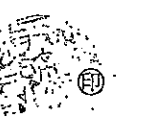


(丙) 日本カーソリューションズ株式会社 代理店

静岡県磐田市富丘207

東海自動車整備株式会社

代表取締役 石山 賢一郎



上記賃借人(以下「甲」という。)と賃貸人(以下「乙」という。)とは、別添の「自動車リース契約重要事項説明書」及び「お客様の個人情報の取扱いについて」を確認し、同意のうえ、次の通り自動車リース契約を締結します。
なお、契約の区別においてファイナンスリース契約の場合は基本約定が、又メンテナンスリース契約の場合は基本約定の他メンテナンス約定が適用されます。本契約の成立を証するため本書3通を作成し、甲乙丙記(署)名捺印のうえ各1通を保有します。

基本約定

- (リース)
- 第1条 乙は、後記「契約主要事項一覧表」(以下「表」という。)(2)記載のリース自動車(以下「自動車」という。)を本契約に定める条件で甲にリース(賃貸)し、甲はこれを賃借します。
- (リース期間)
- 第2条 リース期間は、表(4)記載の通りとし、その開始日は、自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書若しくはそれらに準ずる官公庁発行の書面(以下「自動車検査証等」という。)上の使用者を甲とし、自動車検査証等上の所有者を乙として自動車を登録された日からとします。
2. 甲は、本契約締結後、リース期間が満了するまで本契約を解除できません。
- (リース料)
- 第3条 表(6)記載のリース料(以下「リース料」という。)は、月単位で計算し、表(9)記載の公租公課、諸費用及び保険料を含みます。
2. 甲は、リース期間中において、事由の如何を問わず自動車を使用しない期間又は使用できない期間があったとしても乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務の支払いを免れることができません。
3. 甲の乙に対するリース料の支払方法を表(7)記載の通りとします。
- (再リース又は買い取り)
- 第4条 基本約定第2条に定めるリース期間満了の3ヶ月前までに甲が乙に対し書面を申し入れ、乙がこれを承諾し、リース期間満了時に甲の乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務不履行がない場合は、甲乙間で自動車にかかわる再リース契約又は売買契約を締結できるものとします。
- (1) 甲が再リース契約を希望するときは、再リース契約の条件等が記載された乙所定の再リース申込書にて乙に申し入れ、乙がこれを承諾した場合は、甲乙間で再リース契約を締結できるものとします。
- (2) 甲が自動車の買い取りを希望するときは、乙所定の書面に乙に申し入れ、乙がこれを承諾した場合、基本約定第20条の規定に基づき甲乙間で自動車の売買契約を締結できるものとします。但し、自動車の買い取りは、表(8)記載の取壊残存価格の清算方式(以下「清算方式」という。)がオープンエンド方式の場合に限るものとします。
- (前払リース料)
- 第5条 甲は、本契約に基づき甲の債務履行を担保するために、乙に対し、本契約締結と同時に表(5)記載の前払リース料(以下「前払リース料」という。)を現金で支払います。
2. 前払リース料は、最終リース料から逆順で順次各リース料の各支払期日が到来したときに、当然にそのリース料並びにこれに対する消費税及び地方消費税(以下併せて「消費税等」という。)額に充当されます。なお、前払リース料には利息を付さないものとします。
3. 甲が基本約定第14条第1項各号の一つにでも該当したときは、乙は、前項にかかわらず、かつ、事前の意思表示を要せず、前払リース料をもって甲に対する全ての債務の全部又は一部に充当することができます。
4. 甲は、前払リース料の支払いをもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができません。
- (自動車の引き渡し)
- 第6条 乙の甲に対する自動車の納入場所を表(3)記載の自動車の使用の本拠地、保管場所(以下「保管場所」という。)とし、自動車が表(2)記載の売主(以下「売主」という。)から直接甲に引き渡します。
2. 甲は、自動車の納入を受けた後、直ちにこれを検査し、自動車の規格、仕様、品質、性能その他本契約との不適合(以下「瑕疵」という。)の有無を確認します。この検査の結果、自動車が瑕疵がなく本契約に適合していることを甲が確認したとき、乙から甲に対する自動車の引き渡しは完了します。但し、乙が甲に要求したときは、甲は、自動車の瑕疵がなく本契約に適合していることを確認のうえ、直ちに自動車の借受証に署名捺印してこれを乙に交付します。
3. 甲は、前項に定める検査の結果、自動車が瑕疵の存在することを発見した場合、乙に対し直ちにその旨書面にその通知をなし、直接売主との間でこれを解決するものとします。
4. 乙は、甲に対し、自動車の登録後直ちに納車確認書(以下「納車確認書」という。)を送付します。但し、第6条第2項但書により、乙が甲に対し、自動車の借受証の交付を要求し、乙が甲より借受証を受領したときは除きます。
5. 甲は、前項の納車確認書を受領した時点で、自動車の納入を受けていない場合、又は、納入された自動車が瑕疵がある場合は、納車確認書の受領後14日以内に、乙に対し、書面にてその旨を通知するものと

- します。
6. 甲が不当に自動車の引き渡しを受けることを遅らせたとき又は拒んだときは、甲は、基本約定第15条第(2)号の規定に基づき、直ちに本契約を解除されても異議を述べません。この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求について売主との間で解決します。
- (自動車の瑕疵等)
- 第7条 乙は、自動車の売主と締結した自動車の売買契約において、自動車に瑕疵があった場合、及び売主の便益の供与及び義務の履行について、その一切の責任を売主が負うことを約定していること、乙は、それらについて一切責任を負わないものとし、売主がその責任を負うものとします。
2. 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令の改廃、登録の遅延、売主の都合及び乙の故意又は重大な過失が認められない事由によって、自動車の全部若しくは一部の引き渡しが遅延し、又は不能になったときは、乙は、一切の責任を負いません。
3. 前項の場合、甲は、売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。乙は、乙が必要と認める範囲内において、甲の売主に対する権利行使に協力します。
4. 前項の権利行使のために、乙の売主に対する請求権の譲渡を受ける必要が生じたときは、甲は、書面により乙に請求します。この場合、乙は、売主の履行能力並びに請求権の譲渡にかかる諸権利の存在を担保しませんでした。
5. 甲は、前二項の場合においても、リース料の支払いその他本契約に基づく債務の支払いを免れることができません。
6. 第2条第2項に基づき、甲が売主に対し直接瑕疵の修補請求を行ったにもかかわらず、売主がこれを履行しないときは、甲は、本契約を解除できるものとします。この場合、甲は、乙に対し、支払済みのリース料の返還請求及び本契約の解除に伴う損害金等を一切請求できないものとし、乙は、甲に対し、本契約の解除に伴う損害金を請求しないものとします。但し、当該瑕疵が、甲の責めに帰すべき事由による場合、甲は、本契約を解除できないものとします。
7. 前項に定める契約の解除は、自動車の引き渡しの時から1年以内に限り、できるものとします。
- (自動車の管理)
- 第8条 甲は、検査完了後、自動車について道路運送法その他関係法令及び監督官公庁の規制指示並びに自動車製造会社等の定める取扱説明を遵守し、自動車を善良なる管理者の注意をもって常に充分な運転を果し得る状態に維持管理し、かつ、保管場所に保管し、正常に運転し又は使用します。
2. 甲は、自動車の維持管理に必要な道路運送法その他関係法令に基づき定期点検整備、部品・付属品の取替え、補修、修理その他一切の行為をなすとともに、そのための費用を負担します。
3. 甲において、住所変更、自動車の保管場所の変更その他自動車検査証等の記載事項に変更が生じたときは、甲は道路運送法その他関係法令に基づき甲の責任と負担でその変更手続きを行うものとします。
4. 乙は、甲が自動車の修理又は点検整備をなす場合の代車の提供及び休業補償について何等その責に任じないものとします。
5. 甲は、乙又はその代理人から自動車の使用、保管状況を点検・検査するため、保管場所への立ち入り、若しくは説明、資料の提供等の申し入れがあったとき、又は乙から自動車に乙の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申し入れがあったときは、直ちにこれに応じるものとします。
- (第三者に対する損害賠償)
- 第9条 自動車自体により又はその保管若しくは使用に際し、他人に人的・物的損害が生じたときは、甲は、その損害発生が自己の責に帰すべき事由によるかどうかにかかわらず、法令その他に定める自己責任に依り自らその事件解決をはかることとし、このため乙又は甲において支出した賠償賠償金及び弁護士手数料を含む一切の費用を負担します。
- (自動車の損害)
- 第10条 自動車の納入された日からその返還まで盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責にも帰さない事由により自動車に損失が生じたり、紛失したり、使用出来なくなるなどの一切の損害は、次の各号に定める。全て甲の負担とします。
- (1) 自動車の一部に損失が生じ、その修復が可能なときは、甲は自己の費用で乙に対しを完全な状態に修理又は復元します。なお、この場合、甲は乙に対し自己の支出した費用の支払請求あるいはリース料の減額請求をしないものとします。